

令和7年3月21日

令和5年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【口頭指摘】

令和5年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 国民健康保険における保険料抑制及び市町村間の格差について（福祉保健部）……………3頁
- 2 買物安心確保事業について（輝く鳥取創造本部）……………3頁
- 3 厚生病院における患者の療養環境及び職員の労働環境の改善について（病院局）……………4頁

【口頭指摘】

指摘事項	今後の対応	令和7年度事業名・予算額
<p>1 国民健康保険における保険料抑制及び市町村間の格差について</p> <p>国民健康保険制度では、都道府県が当該都道府県全体の医療費総額をもとに市町村へ納付金額を割り当て、市町村が保険料率や被保険者の保険料を決定していますが、本県では市町村の保険料調定額を被保険者数で除して算定する1人当たりの調定額について市町村間で大きな格差が生じています。</p> <p>1人当たりの調定額の格差のみをもって保険料の高低を単純に比較はできないとしても、保険料の抑制状況や地域間比較の観点では一定の目安になりえるものと考えられます。</p> <p>今後も医療の高度化等に伴い一人あたり医療費の増加や高止まりが見込まれる中、国民健康保険制度は、県民の負担を抑制しつつ、公平かつ持続可能なものとして運用していく必要があります。</p> <p>については、医療費や被保険者1人当たりの負担額の抑制に成功している県内市町村の要因分析や、有効な取組の横展開等の他市町村への働きかけ等の他、そもそも医療にかからないための健康づくりを全県で更に推進するなど、県としても、市町村間で大きな格差が生じないよう保険料負担の低減化や医療費抑制に向けて市町村と連携しながら更なる取組を推進していくべきであります。</p>	<p>保険料の上昇抑制には、そもそも医療にかからないようにする予防・健康づくりの取組が重要と考えており、これまでも、特定健康診査の受診勧奨や重複・多剤服薬対象者への通知、市町村のデータ分析支援など、市町村と連携して取組を実施してきたところです。</p> <p>医療費や被保険者1人当たりの負担額に違いが生じる要因は様々なものがあり、医療費や被保険者1人当たりの負担額が低い市町村について、その要因分析を行い、他の市町村でも効果がある取組があれば事例を紹介するなど、市町村への横展開を図っていきます。</p> <p>また、医療費や被保険者1人当たりの負担額が高い市町村についても要因分析を行いながら、糖尿病性腎症の重症化予防や鳥取方式フレイル予防対策、特定健診の受診率向上など、市町村と意見交換しつつ、予防・健康づくりの取組を更に推進していきます。</p> <p>有効な保健事業の実施事例の紹介や市町村の予防・健康づくりの取組支援など、引き続き市町村と連携して医療費や保険料の上昇抑制に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>・(国保特会) 保健事業費 126,333 千円</p>
<p>2 買物安心確保事業について</p> <p>令和5年度中に県内のJA系のスーパー20店舗が閉店するという、県民の買い物環境へ多大な影響が危惧される状況の中、市町村が策定した「買い物環境確保計画」に基づき実施された店舗整備、移動販売、宅配サービスなどの事業に対して、本事業により柔軟に支援を行ったことにより、特に中山間地域における買い物環境の確保に一定の成果があったものと評価します。</p> <p>しかし、当面の買い物環境は維持されたものの、一部の店舗</p>	<p>県や市町村、地域が一体となって買物環境確保対策を講じた結果、JA店舗の承継が進むだけでなく、地元スーパーと連携したコンビニのオープンや、共助交通の買物利用や移動販売の拡充などそれぞれの地域が実情に応じた対策を実施する動きが出てきたところです。</p> <p>今後は、県としても店舗の継続や共助交通の利用促進など、買物環境の持続的な確保が必要と考えており、地域による買い支えやデジタルを活用した利用環境の向上などにも取り組み、市町村が地域の実情に応じて行う買物環境確保対策に対し、引き続き県も積極的に支援してまいり</p>	<p>・地域の暮らしを支える買物環境確保事業 100,000 千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和7年度事業名・予算額
<p>では経営不振や人手不足などの課題が既に顕在化しています。地域においては持続可能な買物環境の確保が必要であり、買物環境の各種サービスの周知を図る等、県の役割、市町村の役割を整理した上で、さらに市町村や地域と連携した取組を図るべきであります。</p>	<p>ます。</p>	
<p>3 厚生病院における患者の療養環境及び職員の労働環境の改善について</p> <p>厚生病院の病棟は昭和61年5月の供用開始から38年が経過し、施設の老朽化や狭隘化に伴い、患者の療養環境及び職員の労働環境に様々な課題を抱えています。</p> <p>患者の療養環境については、現在の医療法で定める病室面積（患者一人当たり6.4㎡以上）や病床数（一室当たり4床以下）の基準を満たさない病室が相当数あり、入浴介助などに困難を来しているほか、トイレもプライバシーの確保やバリアフリー対応などが不十分な状況となっています。さらに、病棟に収納スペースが少なく、廊下にストレッチャー等が並べられ、患者や職員の通行に支障が生じる場面も見受けられます。</p> <p>また、職員の労働環境については、県中部圏域の中核病院として必要なスタッフ数や機器の増加に伴い、スタッフステーション等が手狭になり業務効率が悪化しているほか、仮眠室が設けられていないことや、病院給食を調理する地下厨房の作業環境の悪化（経年劣化）など、望ましい労働環境とは言い難い状況です。加えて、配膳車専用エレベータがなく、配膳時には、患者搬送にも使用する業務用エレベータを専用使用して病院給食を配膳しているため、患者搬送への支障も生じています。</p> <p>現在、当該病院では今後の医療提供体制や施設整備のあり方に関係者で議論するための将来構想案の作成に取り組まれているところですが、病棟の建替・改築なども視野に入れながら検討を進めるとともに、患者の療養環境と職員の労働環</p>	<p>患者の療養環境及び職員の労働環境の改善に向けた対応については、現施設における修繕・改良の可能性について検討していきます。</p> <p>将来的な厚生病院の体制や整備のあり方については、現在、厚生労働省において、2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革方針について検討が進められており、当該方針に基づき、今後、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、同構想の策定過程における議論に合わせて検討していきます。</p>	<p>(病院事業会計において計上) ・厚生病院現有施設療養環境等改善検討事業【新規】 3,500千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和7年度事業名・予算額
境の改善に向け、できることから早急に取り組むべきであります。		